

## 佐久水道企業団郵便入札試行要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、佐久水道企業団（以下「企業団」という。）が発注する建設工事、建設コンサルタント等の業務及び物品製造等の業務（以下「建設工事等」という。）に係る競争入札において、郵便による入札（以下「郵便入札」という。）を試行的に実施することに関し、佐久水道企業団契約規程（昭和45年規程第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事等)

第2条 郵便入札は、契約主管課が執行する建設工事等に係る競争入札のうち、企業長が指定するものをその対象とする。

(入札の公告等)

第3条 企業長は、郵便入札を実施しようとするときは、一般競争入札の公告又は指名競争入札の通知（以下「公告等」という。）において、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 郵便入札を実施する旨
- (2) 入札書の提出先
- (3) 入札書の提出期限
- (4) 入札回数
- (5) 前各号に定めるもののほか、必要と認める事項

(入札書及び積算内訳書の提出方法)

第4条 入札参加者は、郵便入札をしようとするときは、入札書及び積算内訳書（以下「入札書等」という。）を一般書留又は簡易書留のいずれかにより、日本郵便株式会社の佐久郵便局（以下「指定郵便局」という。）留置で提出しなければならない。

2 入札参加者は、入札書等の提出に当たっては、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 使用する封筒は、外封筒及び中封筒の二重封筒とすること。
- (2) 入札書は、中封筒に入れ封印し、中封筒の表面に開札日、工事（業務）名、工事（業務）場所名及び入札参加者名を記載すること。
- (3) 外封筒には、入札書を入れた中封筒及び積算内訳書を入れ、外封筒の表面に開札日、工事（業務）名、工事（業務）場所名及び入札参加者名を記載すること。
- (4) 1枚の中封筒に入れる入札書は、1枚のみとすること。
- (5) 1枚の外封筒には、中封筒1通及び積算内訳書1組を入れること。
- (6) 入札保証金を必要とする場合は、入札保証金を納付したことを確認できる書類を外封筒に同封すること。

3 第1項の規定にかかわらず、入札参加者は、前項の規定により調製した入札書等を公告等に示す提出期限（以下「指定提出期限」という。）までに、契約主管課に持参することにより提出することができる。

(入札書等の提出期限)

第5条 入札書等の提出期限は、開札日の前日とする。ただし、その日が佐久水道企業団の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その直前の休日でない日とする。

2 入札参加者は、前条第3項に規定する方法により提出する場合を除き、入札書等を指定提出期限までに指定郵便局に到達するよう郵送しなければならない。

3 企業長は、入札参加者からの入札書等の到着の確認に関する問合せには、原則として応じないものとする。

(積算内訳書)

第6条 積算内訳書は、入札金額に対応したものとし、公告等で示した仕様によるものでなければならない。

(入札書等の受領及び保管)

第7条 企業長は、第4条第3項に規定する方法により提出される場合を除き、指定提出期限の翌日（その日が休日に当たるときは、その直後の休日でない日とする。）に指定郵便局から入札書等を受領するものとする。

2 企業長は、前項の規定により受領した入札書等（第4条第3項に規定する方法により提出され、受領したものを含む。）を開札まで厳重に保管しなければならない。

3 入札参加者は、一度提出した入札書等を引き換え、変更し、又は撤回することはできない。

(入札の辞退)

第8条 入札参加者は、入札を辞退しようとするときは、佐久水道企業団入札心得（以下「入札心得」という。）第5条第2項に規定する入札辞退届を開札の日時までに契約主管課へ提出しなければならない。

2 入札参加者は、入札書を提出した後においても、開札までは入札を辞退することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

(開札)

第9条 開札は、公告等に示す日時及び場所で行う。

2 入札参加者は、開札に立ち会うことができる。

3 企業長は、開札時に入札参加者の立会いがないと認めるときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせなければならない。

4 郵便入札の入札回数は、1回とする。

5 企業長は、開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者又は落札候補者を決定するものとする。

(入札の無効)

第10条 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

(1) 参加資格のない者が入札した入札書等

(2) 同一人が入札した2通以上の入札書等

(3) 入札参加者が協定して入札した入札書等

(4) 記名又は押印のない入札書等

(5) 金額その他入札要件の記入が確認できない、又は加除訂正した場合の訂正印のない入札書

(6) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書等

(7) 入札書により入札をすべき場合に入札者のした見積書

(8) 積算内訳書の提出を要するものにあつては、これを提出しない入札者のした入札書等及び積算内訳書に記載すべき事項の記載がない入札書等

(9) 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反して入札した入札書等

(入札の延期等)

第11条 企業長は、郵便入札において、入札心得に定めるもののほか、不正な行為等により必要があると認めるときは、入札を延期し、若しくは中止し、又は入札の取消しをすることができる。この場合において、入札参加者が損失を受けることがあつても、企業団は、その責

めを負わないものとする。

(入札結果の通知)

第12条 企業長は、郵便入札により落札者又は落札候補者を決定したときは、企業団のホームページで公表することにより、通知に代えるものとする。ただし、予定価格が250万円を超えないと見込まれるものは、別途入札参加者へ通知する。

(入札に係る費用の負担)

第13条 郵便入札に係る費用は、入札の結果にかかわらず、入札参加者の負担とする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、郵便入札の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。